

空気が澄んだ晴れの国おかやまらしい青空を守るため

アイドリング ストップ

にご協力ください

岡山県では、「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」により、駐車時のアイドリングストップを義務付けています



看板への記載例

駐車中は
車のエンジンを
止めてください

駐車場設置・管理者の方は、看板や放送などにより
駐車場利用者への呼びかけをお願いします！

アイドリングストップ義務の
対象から除外される場合

- 信号待ちなど道路交通法の規定により停止する場合
- 人の乗降のために停止する場合
- 冷凍車などが冷凍・冷蔵装置の動力としてエンジンを最小限使用する場合
- その他やむを得ない事情があると認められる場合

地球と環境に優しい アイドリング ストップ



アイドリングストップとは、駐停車中にエンジンを止めることです。自動車は停止していても排出ガスを出すため、岡山県環境への負荷の低減に関する条例で駐車時のアイドリングストップを義務付けています。（違反者は5万円以下の過料に処せられることがあります）

また、駐車場の設置・管理者は、駐車場の利用者に対し、看板や放送などでアイドリングストップの周知に努めることとされています。

Q 短時間のアイドリングストップでは、再始動で逆に排気ガスが増えるのでは？

エンジン始動時の排気ガスの増加は、アイドリングストップ20～30秒に相当するといわれています。目安として1分以上停車する場合には、アイドリングストップを心掛けてください。

Q アイドリングストップを繰り返してもバッテリーは大丈夫なの？

バッテリーの性能は良くなっていますので、人待ちや荷物の積み卸しにエンジンを停止する程度であれば問題ありません。

Q 暖機運転は必要ではないの？

今の自動車の性能は良くなっていますので、暖機運転はほとんど必要ありません。不必要な暖機運転になっていないか、再点検してみましょう。

Q 厳寒期や真夏の炎天下でも、アイドリングストップは守らないといけないの？

運転手等が車内で待機する必要がある、冷暖房の不使用により運転手等の健康に支障が生じるような状況下でのアイドリングは、アイドリングストップ義務の適用除外を規定した「やむを得ない事情があると認められる場合」に該当するケースと考えられます。

なお、「やむを得ない事情」に該当するかについては、個別の事情に応じて総合的に判断するものであり、一律に適用が除外されるものではありません。